

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十四年八月六日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イズミヤ津高店

岡山市横井上八三番三号ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

イズミヤ株式会社

大阪市西成区花園南一丁目四番四号

代表取締役 林 紀 男

3 変更事項

(変更前)

(1) 駐車場の収容台数 千三百二十台

(2) 駐車場の自動車の出入口の数 八ヶ所

(うち、入庫専用三ヶ所、出庫専用三ヶ所)

(変更後)

(1) 駐車場の収容台数 六百五十台

(2) 駐車場の自動車の出入口の数 五ヶ所

(うち、入庫専用一ヶ所、出庫専用二ヶ所)

4 変更年月日

平成十五年三月三十一日

二 届出年月日

平成十四年七月三十日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成十四年八月六日から平成十四年十二月六日まで

2 縦覧の場所

岡山県商工労働部経営支援課、岡山地方振興局総務振興部総務振興課及び岡山市役所